

別	證書ノ名稱	證券ノ方式	證券ノ額面金額種類	附屬利賦 札ノ枚數	自 至	券ノ記 號	甲種國債登錄簿ニ 於ケル登録ノ記號	參 照
公債	債舊公債證書記名賦札付	無記名利札付	五百圓、三百圓、百圓、五十圓、二十五圓	五十枚	公債二十九年 公債二十九年	公債二十九年	公債二十九年	租稅其他歲入金代用...元金仕擲期ノ開始シタル無記名國債證券及利 券及利子仕擲期ノ開始シタル無記名國債證券利札ハ租稅其他 歲入金ノ全部又ハ一部ニ代用スルコトヲ得(三十八年二月) 郵便貯金代用...元金支擲期ノ開始シタル無記名國債證券及利 子仕擲期ノ開始シタル無記名國債證券利札ハ郵便貯金ニ代用 預入スルコトヲ得(三十八年五月) 保證金其他ノ擔保充用...官廳公署ニ對スル身元保證金其他ノ 擔保ハ各法令ノ規定ニ依リ國債證券ヲ以テ之ニ充用スルコト ヲ得其他私人ニ對スル擔保ニ付テモ證券充用ノコトヲ規定セ ル法合鮮シトセス 會計規則第六十九條及第三百三條ノ規定ニ依ル保證金代用及關 稅擔保ノ公債證書ハ自今國債證券ニ限ルモノト定ムヘキ見込 郵便官署ニ於ケル購入保管...整理、軍事及大日本帝國政府五 分利公債證書並ニ國庫債券ハ貯金預ケ人ノ請求ニ依リ郵便官 署ニ於テ購入保管ヲ爲シ尙ホ其實却ラモ取扱フ(三十八年三月) 利札交換決済...東京交換所組合銀行ハ無記名諸公債證書及國 庫債券ノ利札ヲ受取リ交換所ニ提出シテ相互交換ヲ爲シ日本 銀行ニ送致シテ利子ノ仕擲ヲ受クルノ方法ヲ執リ居レリ(各 地ニ於テモ漸次此ノ如キ施設アラントラ望ム) 利子所得稅ノ免除...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行 スル國債證券ノ利子ニ付テハ所得稅ヲ免除ス(三十八年二月) 取引所稅課廢止...國債證券ノ定期賣買ニ付テハ取引所稅及 非常特別稅ヲ課セス(三十九年三月) 債權價格ノ計算...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行ス ル國債證券ニ付テハ其最低發行價格ヲ以テ價權ノ價格トシテ 計算スルコトヲ得(三十八年二月) 擔保價格ノ計算...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行シ タル國債證券ヲ政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充ラント スルトキハ其最低發行價格ニ依リ保證價格ヲ算定ス(三十八年 一月勅令一三) ○ニ 尚ホ總テノ國債證券ハ其價權金額ヲ以テ保證價格ト爲ス コトニ改正ノ見込
公債	債海軍公債證書	無記名利札付	千圓、五百圓、百圓	七十枚	公債二十九年 公債二十九年	公債二十九年	公債二十九年	
公債	債整理公債證書	無記名利札付	一萬圓未發行、五千圓、 千圓、五百圓、百圓、五十圓	六十枚	公債二十二年 公債二十二年	公債二十二年	公債二十二年	
公債	債軍事公債證書	無記名利札付	一萬圓未發行、五千圓、 千圓、五百圓、百圓、五十圓	五十枚	公債二十八年 公債二十八年	公債二十八年	公債二十八年	
利公債	大日本帝國政府 五分利公債證書	無記名利札付	一萬圓、五千圓、千圓、 五百圓、百圓、五十圓	四十八枚 (新舊式) 公債二十六年 公債二十六年 公債二十六年	公債二十六年 公債二十六年 公債二十六年	公債二十六年	公債二十六年	利札交換決済...東京交換所組合銀行ハ無記名諸公債證書及國 庫債券ノ利札ヲ受取リ交換所ニ提出シテ相互交換ヲ爲シ日本 銀行ニ送致シテ利子ノ仕擲ヲ受クルノ方法ヲ執リ居レリ(各 地ニ於テモ漸次此ノ如キ施設アラントラ望ム) 利子所得稅ノ免除...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行 スル國債證券ノ利子ニ付テハ所得稅ヲ免除ス(三十八年二月) 取引所稅課廢止...國債證券ノ定期賣買ニ付テハ取引所稅及 非常特別稅ヲ課セス(三十九年三月) 債權價格ノ計算...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行ス ル國債證券ニ付テハ其最低發行價格ヲ以テ價權ノ價格トシテ 計算スルコトヲ得(三十八年二月) 擔保價格ノ計算...軍備補充ノ爲及臨時事件費支擲ノ爲發行シ タル國債證券ヲ政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充ラント スルトキハ其最低發行價格ニ依リ保證價格ヲ算定ス(三十八年 一月勅令一三) ○ニ 尚ホ總テノ國債證券ハ其價權金額ヲ以テ保證價格ト爲ス コトニ改正ノ見込
事業公債	臺灣事業公債證書	無記名利札付	五千圓、千圓、五百圓、 五百圓、百圓、五十圓、 十圓、五十圓、十五圓、 五十圓、五十圓、五十圓	四十八枚	公債三十三年 公債三十三年	公債三十三年	公債三十三年	
發行國庫債券	發行國庫債券	無記名利札付	一萬圓、五千圓、千圓、 五百圓、百圓、五十圓	十枚	公債三十七年 公債三十七年	公債三十七年	公債三十七年	
發行國庫債券	發行國庫債券	無記名利札付	五千圓、千圓、五百圓、 五百圓、五十圓、五十圓	十二枚	公債三十七年 公債三十七年	公債三十七年	公債三十七年	
鐵道株式會社	鐵道株式會社 第二社債	無記名利札付	一萬圓、五千圓、千圓	十六枚	公債三十七年 公債三十七年	公債三十七年	公債三十七年	
鐵道株式會社	鐵道株式會社 第三社債	無記名利札付	一萬圓	十六枚	公債三十七年 公債三十七年	公債三十七年	公債三十七年	
鐵道株式會社	鐵道株式會社 第四社債	無記名利札付	一萬圓	十六枚	公債三十八年 公債三十八年	公債三十八年	公債三十八年	
六分利	六分利	無記名利札付	二百磅、百磅	十四枚	公債三十八年 公債三十八年	公債三十八年	公債三十八年	

表 其二

備考	外		國		債	
	第一回六分利	第二回六分利	第一回四分利	第二回四分利	第一回四分利	第二回四分利
第三社債券無記名利札付	一萬圓	一萬圓	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
舊京釜鐵道株式會社	無記名利札付	無記名利札付	四分半	四分半	四分半	四分半
第四社債券無記名利札付	一萬圓	一萬圓	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
第一回六分利	六分利英貨公債證書	六分利英貨公債證書	五分半	五分半	五分半	五分半
第二回六分利	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
第一回四分半利	二百磅、百磅	二百磅、二百磅、百磅、	二百磅、二百磅、百磅、	二百磅、二百磅、百磅、	二百磅、二百磅、百磅、	二百磅、二百磅、百磅、
第二回四分半利	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
第一回四分利	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
第二回四分利	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付	無記名利札付
備考	證券ノ額面金額種類ノ欄京釜鐵道株式會社債券ノ種類ハ既發行ノモノノミヲ掲載セリ					
備考	證券ノ記號ノ欄ニハ現ニ流通スル證券ノ記號ノミヲ掲クハハ順中欠缺セル文字アル之カ爲ナリ					

元利金償還擔保……第一回六分利付券
 入ヲ以テ優先擔保トシ第二回六分利
 利付公債ニ次ク順位ノ關稅收入ヲ以
 八(三十七年十一月三十一日)
 第一回四分半利付英貨公債ハ煙草專
 分半利付英貨公債ハ第一回四分半利
 賣益金ヲ以テ優先ニ擔保セラレ(三十七年)
 關稅收納金代用……第一回、第二回
 札及償還擔保證券ハ日本帝國政府
 換算率ニ志○片半)ヲ以テ關稅ノ
 (三十七年五月三十一日)月令三九
 (三十七年五月三十一日)月令三九

二社債 第三社債 券 額 一 萬 圓	十六枚 〃 (三十七年)	十六枚 〃 (一萬圓券) (三十八年)	貨回六分利付 債	六分利英貨公債證書 無記名利札付	二百磅、百磅	十四枚	貨回四分半利付 債	五分利英貨公債證書 無記名利札付	五百磅、二百磅、百磅、 二百磅、百磅、二十磅、 二十磅	四十枚	貨回四分半利付 債	五分利英貨公債證書 無記名利札付	五百磅、百磅、五十磅、 二百磅、百磅、二十磅、 二十磅	百九枚	貨回四分利付 債	四分利英貨公債證書 無記名利札付	二百磅、百磅、二十磅、 二十磅	五十枚	貨回四分利付 債	四分利英貨公債證書 無記名利札付	二百磅、百磅、二十磅、 二十磅	五十枚	貨回六分利付 債	六分利英貨公債證書 無記名利札付	二百磅、百磅	十四枚	元利金償還擔保... 第一回六分利付英貨公債ノ元利金ハ關稅收 入ヲ以テ優先擔保トシ第二回六分利付英貨公債ハ第一回六分 利付公債ニ次ク順位ノ關稅收入ヲ以テ優先擔保スト(三十七年五月 三十一日) 月割金三九	第一回四分半利付英貨公債ハ煙草專賣益金ヲ以テ、第二回四 分半利付英貨公債ハ第一回四分半利付公債ニ次ク順位ノ同專 賣益金ヲ以テ優先ニ擔保セラレ(三十八年七月三十一日) 月割金七六 關稅收納金代用... 第一回、第二回六分利付英貨公債ノ滿期利 札及償還擔保證券ハ日本帝國政府ノ各稅關ニ於テ額面價格 (換算率二志〇片半)ヲ以テ關稅ノ收納ニ代用スルコトヲ得 (三十七年五月三十一日) 月割金三九
--------------------------------------	--------------------	------------------------------	-------------	---------------------	--------	-----	--------------	---------------------	-----------------------------------	-----	--------------	---------------------	-----------------------------------	-----	-------------	---------------------	--------------------	-----	-------------	---------------------	--------------------	-----	-------------	---------------------	--------	-----	--	---

證券ノ額面金額種類ノ欄京釜鐵道株式會社債券ノ種類ハ既發行ノモノニミテ掲載セリ
證券ノ記號ノ欄ニハ現ニ流通スル證券ノ記號ノミテ掲クハハハ之カ爲ナリ

覽表 一其

債		價	外	國	債
臺灣事業公債	二,三三〇,〇〇〇	(11,040,150)			
第一回發行國庫債券	六,九七三,五〇〇				
第二回發行國庫債券	六,八六六,五〇〇				
第三回發行國庫債券	七,四八〇,七〇〇				
煙草專賣法國庫債券	一,三三〇,〇〇〇				
萬株 東京 會社 債 券	第一社債	三,〇〇〇,〇〇〇			
	第二社債	三,〇〇〇,〇〇〇			
	第四社債	四,〇〇〇,〇〇〇			
	計	一〇,〇〇〇,〇〇〇			五,九四八,〇〇〇
英	第一回六分利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
貨	第二回六分利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
公	第二回四分半利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
債	第三回四分半利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
	第一回四分利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
	第二回四分利付	一〇,〇〇〇,〇〇〇			
	計	一〇,〇〇〇,〇〇〇			

備考 臨時事件公債債額中一億圓、募集額ニシテ起債額及償還額、欄括弧内ノ員額、臺灣

如し

年頃	中等水田地 公定地價	市價	中等畑地 公定地價	市價	宅 公定市價	市價	地上全 市價	原野地 市價
明治二十年頃	五三,〇五六	五九,九九一	一八,五四二	二七,九二一	三四,〇三六	四九,九一〇	四七,八三三	
全二十五年頃	五,六八六	九三,三九三	一八,一五四	四四,四六七	三四,〇三六	七四,五四五	八〇,三六七	
全三十年頃	五,四三三	一五一,二八七	一八,〇一六	七七,四〇一	三四,〇三六	一〇,三三八	一一八,九三六	
全三十五年頃	四六,九七五	一五八,六〇四	一六,一五三	八六,〇五六	三三,八八三	一三五,七三三	一六五,四六七	
全三十七年	四六,九七五	一五〇,〇九四	一七,二九三	八五,九〇一	三三,七五七	一四二,一九七	一四六,八六七	

然るに明治二十年頃は通貨たる銀紙の間に價格の差違なかりしも銀貨は金貨壹圓に對し壹圓貳拾九錢六厘の相場にして二十五年頃は壹圓四拾錢に下落し三十に幣制を改革せしを以て其差を見ざるを得ず而して改正後の金貨は壹圓の純分量目二分にして其以前は三分九厘九毛なりしを以て今前表の市價を現行の金貨價位に換算對照すれば左表の如し

	中等水田地一反歩の市價	中等畑地一反歩の市價	宅地一反歩の市價	原野地一町歩の市價
明治二十年頃	四六、二八九 九二、三四七	二一、五三九 四二、九七〇	三八、五二一 七六、八二九	三六、九〇八 七三、三六一
全 二十五年頃	六六、二八三 一三三、二二三	三一、五五九 六二、九六〇	五二、九〇六 一〇、五四七	五七、〇三八 一一三、七九一
全 三十年頃	一五一、二八七	七七、四〇一	一一〇、三九八	一一八、九三三
全 三十五年頃	一五八、六〇四	八六、〇五六	一二五、七三二	一六五、四六七
全 三十七年	一五〇、〇九四	八五、九〇一	一四一、一九七	一四六、八六七

備考 字鉢の異なる金額は其當時に於ける金貨の價格に依る各地の市價なり
右市價の騰貴せる割合は左表の如し

	中等水田地	中等畑地	宅地	地原野地
明治二十年頃	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
全 二十五年頃	一四三・二九	一四六・五二	一三七・三八	一五四・五四
全 三十年頃	一六三・八三	一八〇・二三	一四三・六九	一六一・五五

備考

原表農地市價の調査材料は田は左の十六ヶ所其他は左の内十五ヶ所に依り平均數を算出したるものなり

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 長野縣上伊那郡赤穂村 | 福井縣丹生郡朝日村 | 鹿兒島縣日置郡日置村 |
| 熊本縣飽託郡出水村 | 島根縣美濃郡豐田村 | 埼玉縣北足立郡石戸村 |
| 島根縣八東郡乃木村 | 千葉縣千葉郡都村 | 秋田縣河邊郡仁井田村 |
| 福岡縣筑紫郡那珂村 | 石川縣石川郡一木村 | 鳥取縣東伯郡西郷村 |
| 岡山縣御津郡建部村 | 東京府南葛飾郡金町村 | |
| 福井縣大野郡下莊村 | 山口縣吉敷郡大歳村 | |

全 三十五年頃	一七二・七五	二〇〇・二七	一六三・六五	二二四・七三
全 三十七年	一六二・五三	一九九・九二	一八三・七八	一九九・四六

第三號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲の特別機關

- 一 名稱 町村銀行
- 二 位置 ブルクセル
- 三 目的 町村及縣の募債若くは府縣町村の保證する募債(縣府村町の公共營造物の募債)を容易にするに在り
- 四 業務 (一)町村若くは府縣の爲あ債券の發行及其舊債償還の事務を擔當すること
- 五 營業期限 定款勅裁の日より九十九ヶ年間と定む但し總會の決議を經政府の許可を得るときは此の期限を延長することを得
- 六 解散 總株數の三分の二以上を代表するときは株主の三分の二の同意により政府の承諾を求めて解散することを得

總會に於て反對の決議をなすに非ざれば理事會は當然清算の任に當るべきものとす

- 七 株金及株主 株券は壹千法の株券及百法の分割株券の二種とし共に記名とす
株主は縣及町村若くは其保護する公共營造物に限る
株券の讓渡は理事會の同意を要す
株金は理事會の定むる條件に基き拂込むを要す
- 八 營業開始 申込株數貳百株に達すれば會社は營業を開始することを得
- 九 會社資本と募債額との比例 債券發行は會社資本額の二十倍を限りとす
- 十 債券發行 會社は記名及無記名兩種の債券を發行す、債券は理事會長若くは理事代理人及書記の署名を要す
債券は割増付抽籤によりて償却することを得此の場合に於て債券額面は百法以上とす、但し利率は年百分の三以上とす
- 十一 債券の發行 豫約競賣若くは公賣の方法に據る、但し理事會に於て反

對の決議を爲し、監査役及大藏大臣の承認を得たるときは此限りに非らず

割増金付債券の發行は主務大臣の許可を要す

債券に對する利子、割増金及償却資金として會社か支拂ふべき年額は會社か當該債券の發行に關し町村より收入する年額を越ゆることを得ず

十二 遊金 會社に遊金あるときは之を以て

(一) 國債證券地方債證券若くは國府、縣、市、町、村の保證に係る債券を買入れ又は是等を質として貸付をなすことを得

(二) 確實なる保證あるときは理事會の指定する株式會社若くは銀行等に當座預けをなすことを得

十三 理事及理事會 會社の事務は理事之に任す、理事會は五名の理事より成り、理事は白耳義人若くは歸化人たるを要す、其任命罷免は株主總會に於て之を決す

理事會は其會員中より理事長を選擧し、其會員外に常務を取り扱はしむる常務代辦人を任命す、但し此常務代辦人は書記の職務を兼攝す、理事會は會社を代表し左の職務を行ふ

(一) 收得販賣をなし又會社の利害に關する一切の處置に任す

(二) 理事長を以て裁判所に起訴及請求をなす

(三) 和解をなし支拂により若くは支拂なくして差押の解除をなす

(四) 會社の銀行方代理者及備人を任免し並に其數及其報酬を定む

(五) 定款に基づきて有益若くは必要と思惟する一切の法律行爲をなす

理事會の法律行爲にして會社の義務を生ずるものは理事長及書記若くは是等の代理人の署名を要す

理事會は理事長若くは書記の招集により之を開く

理事二名の請求あるときは理事會を開く

十四 理事會 理事三名の出席を要す

議事は多數によりて決す可否同數なるときは理事長若くは其代理人の意見によりて之を決す

十五 監査役 監査役は六名とし業務を監督し計算及貸借を檢閲し毎年株主定期總會に於て前掲事項に對し報告をなすものとす其任免は株主總會に於て之を決す

監査委員は理事會の諮問する一切の事項に對して意見を述べらるものとす

十六 役員任期 理事の任期は西曆千八百六十五年以降は一ケ年とし毎年定期株主總會に於て改選す(第一期理事は任期を特に五ケ年とせり)監査役の任期も亦一ケ年とす但し理事及監査役は再選することを得

理事缺員の場合には次會の總會に於て之を選任す但し其任期は前任者の任期間とす

十七 役員手當 理事會員は總會の定むる出席手當を受く
監査役の旅費日當も亦株主總會に於て之を定む

十八 計算及貸借表 計算及貸借勘定は理事會の指揮に依り十二月三十一日を以て之を決算す

公債を貸借表に掲げるには買入價格以上に評價することを得ず配當は佛込株金の百分の五以内とし、殘餘は之を準備金となす但し理事會に於て決議し大藏大臣の認可を得るときは之を分配することを得
利益金五分の配當をなすに足らざるときは準備金より其不足を補充することを得

理事會の責任は監査役の貸借表の認可を以て解除せらる

十九 入會の許否 入社審査委員 は理事、監査役を以て組織し、府、縣、町村及公共營造物より公債契約の爲め入社を申込みたるときは審査の上之が諾否を決す

委員の投票は無記名とす

審査會は七名以上の出席を要す、可否同數なるときは申込を拒絶す府、縣、町村又は公共營造物にして若干の歳入に對し會社に代理受取の權

限を委任するの認可を得、又其歳入にして公債契約に應ずるに足るときは委員會は票決の手續を略することを得

二十 會社に對する政府の權能 政府は法律若くは定款に違背するか又は町村若くは國家の利害に反する一切の處置に對し抗議するの權能を有す

政府は會社業務を監督する爲め會社に對し監理官を任命する權利を有す、此監理官は會社一切の業務に對して監督權を有す、但し監理官の報酬額は政府と理事會との會議により之を定め會社に於て支拂ふべきものとす

二十一 會社の内規 執務組織、理事退職、缺席及證券保管等を規定する會社の内規は理事會に於て起草し監査役の協賛を経るを要す

二十二 株主總會 株主總會は株主若くは其代理人、理事及監査役を以て組織す

投票權は一株一票、十株二票、十五株三票、廿株四票とし以上之に準す但

し一法人にて十票以上を有することを得ず又一株主にして三株主以上を代表することを得ず

〔參考〕 初めは町村行政に毫も關係なき者を代人として總會に出席することを許したるも漸次其弊を發見したるを以て、株主町村の代表者は當該町村若くは他町村の町村長助役又は町村會議員に限ることとなしたり、又株主府縣の常置委員は該府縣を代表するときに限り出席權あるものとす

總會の會期は毎年二月とす
總會の招集は官報に廣告し更に書面を以て通知す、理事會は臨時總會を招集するの權利を有す
監査役過半数の決議及株式半数以上の所有者の決議により臨時總會を招集することを得

臨時總會は全株主の半数以上の出席を要す、又出席者の代表する株数は全株数の半数以上たざらざる可らず、但し株主の數及代表された

る株式の數にして是に充たさるときは更に臨時總會を召集す此場合に於ては出席株主の數及代表株式の數の如何に關せず議事を有効とす

理事長は總會の議長となり庶務を處理し可否同數の場合には其意見によりて決議し書記と共に之を議事録に署名す

票決は指名點呼に據り六名以上の請求ありたるときに限り無記名投票を用ゆ但し任免に關するときは無記名投票を用ゆ

定款の變更は之が爲め特に召集せられたる臨時總會に於て議し出席全數三分の二以上の多數によりて決す

二十三 附則

第一回の理事は政府に於て任命す

第四號 英國に於ける私事法案提出順序

一 公事法案と私事法案との差違

英國の議院は年々「パブリック、ビル」即ち公事法案國家全體に關する法案を取扱ふの外私事法案即ち地方又は個人の利害に關係する法案を審議す。元來私事法案は理論上公事法案と同一の取扱を爲すべきものなるも實際に於ては全然其方法を異にす即ち左の如し

西曆千七百九十八年以前に在ては現今の法令全書の如く公事法（パブリック、アクト）と私事法（プライベート、アクト）との間には嚴密なる區劃を設けず混同して之を編製し獨り人事に關する法律は分離して之を刊行せり然れども同年以後は私事法は總て之を公事法の記録中より區別し法規の編纂に一大改良を施せり。即ち公事法は毎會議院を通過したる順序に従ひて之を配置し亞刺比亞數字を以て其番號を附し私事法は其配置の順序は公事法と同じく通過の順序に従ふも其番號は羅馬數字を以て之を附し以て其大躰を區別するものとせり

西曆千七百九十八年以前は私事法として格別に刊行せしは離婚、歸化其他之に類する人事に關するものなりしも爾後漸次其範圍を擴め道路、運河の改修開設、橋梁埠頭の建設、市町の管理、敷石、點燈等其他是に類似の諸案を議定するに至れり然

私事法編
製の沿革

私事法案
實質の變更

るに其後世運の進歩に伴ひ地方自治の發達と共に議會に於て是等諸案を議するの必要を減じ、現今私事法案の重要なものは殆ど鐵道に關する事件に限るに至れり、其變更の順序を見るに今を距る百二三十年以前に在ては私事法案は概ね人事に關し七八十年以前にありては主として地方の事業に係り、現今に至ては鐵道敷設の如き國民の利害に最大の關係ある事業經營の許可を請求する爲に提出するものとなりたり

私事法案に關する立法上の取扱は公事法案の場合と異なり、例へば一會社に對し鐵道布設を許可する所の法案は公會所の設立を特許する爲め、若くは國民教育の爲に提出する法律案とは自から其趣旨を異にし、立法府は後者の場合に於ては單に公益の爲め最良の方策を講ずるを以て足れりとすと雖も、前者の場合に於ては之を同時に其企業の爲に偶々一個人に損害を及ぼすことなきや否やを審査するの義務あるものとす、蓋し鐵道布設の發起人は公益の保護者として議院に現はるゝものに非ずして其營業より得る所の金錢上の利益を目的とするものとし、其反對者も亦反對の理由を公益の上に置かず自家一身の利害に因て反抗すべきも

私事法案に對し個人に利益を害するに注意を要す

私事法案の提出は公益を得ずるを得ず

私事法案に對し議會は立法機關を兼ねる

のとす、而して英國の議院は此等の企業を許否するに方り其注意を獨り公益を顧みるに止めず、更に進んで私人の利害をも審理するの必要ありとするものなり、則ち此場合に於ては議院は立法機關と司法機關の資格とを兼併する者にして、從て議院は一面に於て立法院當然の資格を以て普通の手續方法を遂行すると同時に他の一面に於て裁判所として公事法案に關する手續以外に司法上の手續を爲すものとす、是れ名を公益に藉り私事に經營を爲すの弊を慮るものにして實に英國立法の特色と云ふを得べし、近時我國の實況此點に於て遺憾なしと云ふを得ず、名を公益若くは宗教神事に藉り意外の法案又は建議を提出するの例少しとせず、英國の如きは數百年の經驗を積み大に悟る所ありて此特色を出す豈に鑑みざる可ん哉

二 私事法案提出者の遵守すべき規則及其種類

私事法案提出者が守るべき規則は頗る複雑なるものなり、今其梗概を述んに、請願書は總て十二月二十一日前に私事法案提出順序を遵守し之を兩院の私事法案局に提出するを要す其遵奉すべき手續左の如し

遵守すべき規則

- 一 適法の公告を爲すこと
- 二 提出すべき私事法案の爲に影響を受くべき財産の所有者又其占有者に對し提出の通知を爲すこと
- 三 私法案の目的たる營業に關する書類を指定の場所に揭示すること
- 四 一定の方式に従ひ右書類を解説すべき設計書其他の書面を作製すること
- 五 工事に要すべき經費を編成すること
- 六 或場合に於ては之に要する金額の一部を適當に指定せられたる官衙に豫納すること等是なり

今一步を進め私事法案提出順序の詳細を陳述せんに其順序方法頗る煩雜に過るものなしとせずと雖も亦以て英國立法院か私事法案の取扱を如何に鄭重にするかを窺ふに足る其詳細に入るに先ち請ふ先つ其所謂私事法案の内容を詳述せん私事法案は之を分ちて左の二種とす即ち

第一種は公私團體の權力を擴張又は變更する件及教會堂、禮拜堂、埋葬地、市町、人道敷石、點燈、縣稅渡船場、魚場、瓦斯燈事業土地、特許狀、地方裁判所、市場警察及び救貧

私事法案
の種類

税に關する諸議案を包含し

第二種は水道、公道、橋梁、溝渠、切通、船渠、排水、堤防、渡船場、埠頭、航路、波止場、法廷、鐵道、溜池、下水、街路、關門路、隧道及び給水工事等を築造維持せんとする議案約言すれば土地收用權施行に關する總ての議案を包括す

三 私事法案提出の手續及其期限

凡そ私事法案を提出せんとする者は其議案の謄本を衆議院の私事法案局に提出すると同時に其事業の利害關係者に向て其議案に包含する權限の附與を請求せんと欲する旨の通知を爲さざる可らず其提出の議案が第二種に屬する者なるときは其收用せんと欲する土地に施すべき工事仕様書關係土地所有者の姓名簿其地價及工事入費見積書を該議案に添へて提出するを要す而して議案提出者は私事法案局に議案の謄本を提出するに先ち倫敦ダブリン又はエチンバラの官報を以て六週間議案提出の事を豫め公告するの義務を負ふ第二種の場合に於ては其收用又は起工せんとする土地の最附近に於て最多の購讀者を有する新聞紙を以て其事を廣告し其議案に依りて附與せらるべき權力を以て收用せられ又は

其権力の影響を受くべき土地の地主、借地者及び居住者名簿を差出すを要求し、簿記の廣告は十一月中に發表すべきものとす。元來英國の議會は特別の場合を除き、例年三月の始に於て開會せらる依て右廣告は開會前滿三ヶ月以上の期間に於て之をなすものにして實に用意周到なりと云つべし。

私事法案提出者は前記書類の外更に議案の謄本二通の提出を要し、其議案が第二種に屬する者なるときは謄本の外工事仕様書二通設計に關する參考書類利害の關係を有する土地所有者名簿及其名簿の謄本各一通と、官報廣告文の謄本を工事に着手し又は土地收用權を使用すべき地方の裁判所及右商務院、衆議院事務局、衆議院私事法案局に提出し而して工事仕様書の謄本一通を寺院壇家區(パリシ)の書記に、若し其議案が寺内の墓地、共同埋葬地、又は其他の共有地に係るものなるときは内務省書記官局へも一通を提出するを要す。尚ほ十二月十五日までに議案の爲に損害を受くべき土地家屋及建物所有者、借地人及居住者に向て議案提出の通知書を發し、十二月十七日までに議案を印刷し、其一通を貴族院に、同月二十一日までに請願書を添付し、衆議院及商務省の兩私事法案局に各々其一通を差出すべき

提出の期
限

ものとす。加之提出者は運河、鐵道、馬車鐵道及其他土地收用權の行使を要すべき土木工事に關する議案を提出せんとする場合には、十二月三十一日までに署名したる正副二通の工事入費見積書を調製し、其一通を衆議院の私事法案局に他の一通を貴族院事務局に提出するを要す。次で一月十四日までに衆議院に提出したると同一の形式を具したる土地家屋所有者、居住者名簿を貴族院に提出し、工事入費見積高の五分に相當する金額を高等法院に豫納し、更に正式の手續を履みて議案を議會に提出するに當り、其議案に關する費用を支辨するに足るべき金額を貴衆兩院に豫納すべきものとす。

四 議院に於ける私事法案の取扱

如上の手續に依り提出せられたる議案に反對なきときは、貴衆兩院長の任命に係る二人の私事法案検査員、兩院長の指揮命令に従ひ、一月十八日頃に其議案を検査す。検査員は請願書及議案の検査を行ふべき一週間前に豫め其検査の時期を請願者に通知し、検査當日に請願者出頭せざるときは、其議案を放棄す。當日請願者が出頭するときは、通例代理者又は訟師をして代て出頭せしむ。検査員に於て通知廣

告工事仕様書差出方及金額豫納に關する法事法案提出順序の規定に従ひたるや議案の審案に要する金額第一回分は二拾磅乃至三拾磅を納付したるや否を審問す。此審問に依り正式の手續を履まずして議案を提出せしことを發見するときは検査員は其議案を提出順序に遵由せざる旨を裏書して之を棄却す。然るときは同會期中再び此議案を議することを得ず。提出の議案が提出順序の規定に遵據せしものなるや否の問題に就きては私事法案の反對者は制限的即ち條件附反對を爲すとを得べきものとす。其目的は之に由て其大體を否認し其議案の内容に入りて其眞價を審査する手續を省かんとするものなり。又右審問に對し請願者が其懈怠に出づると惡意に出づるとを問はず相當の辯明を爲さざるときは検査員は自己の検査によりて缺點を發見したると同一の手續を以て其議案を棄却す。検査員に於て議案提出者が其提出前に採るべき總ての手續を正當に履行したりと認むるときは其議案を衆議院の豫算委員長に回付す。然るときは該委員長は貴族院の同委員と交渉し右の議案を貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎其審議は如何なる順序に據るべき乎を決定す。當事者及國會訟師は此決議に参加するを得ず、

反對に就
き條件を
附するの
目的

歳入委員長は右決議後議長附顧問の助力に依り其反對あると否とに拘はらず總ての私事法案を調査し、必要と認むる諸點に就て衆議院議員及貴族院委員長の注意を促し且つ其私事法案が衆議院委員會の審査に附託されたる後ちも何時にても之に關して必要と認むる所の特別の忠告を衆議院に致し又は反對なき議案を反對あるものゝ如くに取扱ふべきこと及請願書並に議案の當否を證明するに足るべき證據を蒐集せざる可からざることを衆議院に通知するを得

五 私事法案に就き貴衆兩院の關係

衆議員委員會に於て反對あり又は反對なき私事法案を議するに先ちて衆議院は其議案を貴族院委員長及其顧問に送付して審査を求むることあり。然るときは同委員長に於て右の諸案に其適當と認むる修正變更を加へ若くは之を改作し又は其大體上より其當否を見て通過すべきものに非ずと爲すときは其議案に貴族院は其議案の通過に賛成せずとの旨を裏書して之を衆議院に還付す。然れども事實に於ては西曆千八百四十七年私事法案提出順序の設定以來衆議院より私事法案の通過を貴族院に迫りたるとは殆ど絶無なり。貴族院委員長より修正又は改作

して衆議院に還付したる議案は衆議院に於て之を同院委員會の審査に附す、然るときは該委員會は議案に記名したる院内代理者又は國會訟師に向て議案の説明を求め又其條項を變更せんとするときは其變更に就きて其助力を求め慎重に議案を議したる後可否の報告を衆議院に致す委員會に於て否決したる議案は自から消滅するを例とす。反對ある議案に就ては衆議院議長は豫算委員長及他の三名を審判委員に任命して一の法廷を組織し其議案の可否を審判せしむ。此委員會は委員増加の建議を爲し又は附屬委員會を組織する權能を有す。又請願者は一定の資格を有するに非れば委員會に出席し陳辯を爲すを得ず其資格は衆議院に於ては豫算委員長其他議長の指名に係る三人以上の「レフェリー」即ち參加員より成立する一種の委員會に於て之を調査す。貴族員に於ては當該私事法案の調査を委託せられたる委員に於て之を調査す。而して審判委員には特に専門家を選舉するを例とす。此委員會の任務は右の議案を法律と爲すべき乎、若し爲すべしとせば如何なる變更制限を加へ如何なる防護の設備を要するやの問題を調査するに在るを以て、同會は私事法案添付の請願書及之に對して提出せられたる反對の請願書に對

して審理を遂げ其結果を衆議院に報告して同院か該案の採否を決するの資に供するものとす。以上に擧たる各委員會の議長は相會して商議し反對ある議案は其一覽表を調製し表中記載の順序に依り之を處理する規定なり。

六 鐵道及運河案其他重要なる私事法案の特色

鐵道及運河案に關する私事法案は之を鐵道及運河案總務委員(常置なり)に附託す。此委員は鐵道及運河私事法案に就ては先議權を有し其案に對し反對あると反對なきとに拘はらず商務省の提議に就て之を審査するものとす。而して該委員は其見る所に從て或は自ら之を審査し或は反對ある私事法案は之を其審査の爲め特に組織せらるゝ所の委員會の審判に附することを得。此特別委員會は既に述べたる如く私事法案添付の請願の當否よりは寧ろ其曲直を審判するものにして同委員會は恰も法廷の如く反對の請願者は當該私事法案添付の請願書に掲載しある事實を拒否し、之に對して反對の意見を吐露することを得、反對ある議案の取扱方は反對なき者と異なることなし、即ち同案は先づ検査員に於て提出順序の規定に遵由せしや否やを検査し、次に貴族院委員會長の精査を受け、而して後衆議院委

員會に於て審議討究せらるべきものとす

私事法案が一たび衆議院に於ける常置又は特別委員會の一覽表に上るときは同案は恰も法廷の目錄に登載されたる訴訟の如く其記入の順序によりて審査せらる然れども公益に大關係を有する重要な案件は此順序に依らざるとあり即ち衆議院豫算委員長が貴族院の同委員長と會合し總の私事法案に就き貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎を決するに際し或る私事法案が大に社會の公益となるべき重要なものと看做さるゝときは右の私事法案は豫算委員長より衆議院と貴族院へ同時に提議し兩院聯合特別委員會の審査に附し同委員會は聯合法廷として該案の審査に従事す凡そ委員を以て特に組織する議院の臨時法廷に於ては普通の裁判所に於けると等しく諸々の證據を徴すると雖も普通の裁判に比すれば稍々緩なる所あり又傳聞證據に關する規則の如きも幾分か斟酌して適用せらる然れども同法廷に於ては種々の證據書類を取調べ地圖を要する者は之を精査し専門家の意見を徴し訟師の詳密なる辯論及總ての反對論を聴き又は私事法案修正の提議を爲すことを許す等其爲す所普通裁判所に同じく委員の狀態裁

重要なる
私事法案

判官に異ならず

七 委員の誓言及株主の權利

何人たりと雖も當該私事法案は自己の選舉區又は双方に利害の關係を有せず而して其審理すべき議案に就ては畢生の力を盡し誠實に之を取扱ひ總ての證言を聞きたる上に非ざれば可否の投票を爲さざる旨を書面にて誓言するに非ざれば委員となるを得ず審議會は二人以上の委員缺席するときは之を開くを得ず而して二回以上缺席する委員は之を除名し他の委員を以て之に代らしむるものとす

會社が其既に附與されたる權利の擴張變更又は改正に關する議案を議會に提出するときには同案に反對する株主は縱令少數なりとも其議案に反對の意見を吐露することを得

八 私事法案の撤回併に費用の支辨

私事法案提出者が議會に於て同案審議中之を放棄するときには議會は直に其審議を止め其提出より放棄に至るまでの費用を提出者に支拂はしむ。這般費用負擔

費用の頁

の事はヅキクトリヤ女皇二十八年及二十九年の法律を以て之を規定し委員の私事法案取扱の手續をして一層裁判所の裁判手續に類似せしめたり。此法律に依れば私事法案調査委員會に何時にても審査の上請願書の前提に於て私事法案提出の必要を證明するに足るものなきことを發見し又は反對者の申出に依り反對請願者保護の條項を私事法案に挿入するか又は反對請願者保護の條項を削除若くは改正して反對請願者をして反對の請願書を提出して自己の權利を保護するの手段に出るの已を得ざらしめたるは、全く私事法案提出者が其提出案中に適當の條項を設けて反對請願者の權利を保護することに注意せざりしに由ることを衆議院に報告する場合に於ては其事件に關する入費は私事法案提出者をして之を支拂はしめ、之に反し私事法案提出者の論ずる所正當にして反對請願者の申立相立たざるときは其私事法案の審判に關する總ての費用は之を反對請願者より徴收するものとす

私事法案
提出は巨
多の費用
を要す提出費の
金額及科
目

代人及訟師を雇はざるを得ず、又彼等は數名の證人を倫敦市に出張せしめ市内に滞在せしめ上下兩院の審査決議を待たざるを得ざるを以て、事の結末に到るまでには頗る長時間を要し隨て費用決して少額に止まらず、往時鐵道敷設の初期に在ては委員の組成今日よりも緻密にして其費用之を今日に比して更に大なりしは事實に徴して明かなり、然れども今尙ほ一の反對なき私事法案の通過に伴ふ議案提出費検査委員の手数料其他總ての費用を積算するときは一事件の爲め要する所の金高は總額貳千圓を下らず、此金額は議會に於ける議案審議の進行に隨ひ遂次其幾分を豫納し以て次回の審議に伴ふ費用の支辨に充つべきものとす。其費途は公用に供する議會の筆紙墨衆議院議長の特別顧問及議會の議案起草者に對する謝金、委員會に於て私事法案審議の際に生ずる種々の臨時費其他私事法案に關し議會に於ける一切の費用支辨に充るものとす。其他代人及訟師の報酬の如きは其幾何なるを知るを得ず、然れども其小額に止らざるは疑を容れず總て私事法案は衆議院議長顧問即ち國會議案起草者の監督の下に議會の吏員に於て起草す、而して議長の顧問には地位高く學識該博なる狀師を擧ぐるを例とす

九 議院職務の減縮

英國に於ける私事法案提出及其調査議決の鄭重なる凡そ斯の如く、其手續は主として款を議員に通じ、私事法案の提出を苟もするの弊を防ぐにありて、相當の範圍内に於て其順序方法を定むるは必要の事に屬す。然りと雖も英國の現行方法は手續煩密に過ぎて費用を要する大なるの感なき能はず、其手續を簡單ならしめ而かも其弊害を防ぐに足るの方法あらは進て以て之を講究すべきは亦以て民福を増すの一助たるを疑はず。今英國議院の大勢を見るに往時は離婚、歸化の如き人事と雖も尙ほ私事法を以て之を定め、選舉の異議に關する請願も亦之を衆議院の選舉委員に附託せり。然るに四五十年以來歸化證書の下附は行政の一事項となり、離婚の争訟は司法事件となり、裁判所に移り、凡そ二十年以來選舉に關する請願は普通の裁判所の所管となり、議院の職務漸く減縮の傾向を示せり。其他地方警察署の設置、町邑窮民救助の施設、社團法人の設置、限嗣不動産(エンテールド、エステイト)の賣却等皆近年までは立法の手續を要せりと雖も、爾後是等の事項の爲め一般法を定め一事一項に就て立法府を煩はさざること、せり。是れ國務の執行上組織の一

進歩と云はざるを得ず、回顧すれば英國に於ては西曆千八百四十五年以前に在ては共有地境界の設定は私事法を以て之を規定せしと雖も、同年以後は行政府に於て境界検査官なる者を任命し、境界に關する一切の情況は該検査官に於て之を調査し、相當と認むるときは之を認許するの命令を作り、次回の議會に於て其命令の承認を請ひ其處分を確定するものとし之を稱して豫備命令(プロヴェジヨナル、オーダー)とす。此事務は内務省に屬し、内務大臣は毎歲議院の承認を経る爲に多數の豫備命令を取纏めて簡短なる一案と爲し之を議院に提出す。斯くして提出せられたる案は公事法案を取扱ふと同様の手續を以て其許否を決し、議院は境界決定の權利を保留し、其検査を行政府に委し以て従前議院の特選委員に於て履行したる煩雜なる手續に代へ、大體上立法府検査の權利は依然之を存し處務の効用を増加せしものなり。元來處分の敏活にして周到なるを欲せば之を行政府に委するを宜しとす。而して結局の監督權は之を議會に收めざるを得ず、前記の如きは實に適當の改正と云ふを得べし。

以上境界の設定に就て説く所の制度は其後棧橋、碇泊所、馬車鐵道、漁場其他諸種

の事項に適用せられたり、實に豫備命令の發布は、些々たる地方的事項の爲に一々私事法案提出の手續を省略し國務の進捗上一大進歩を來せり。今此制度を擴張し各地相當の裁判所に於て方今尙ほ議院に提出せらるべき各種の私事法案を受理し、輕便に之を檢査し、之に對して議院の承諾を経べき豫備命令を作らしむるは蓋し容易の業なるべし、諸般の機關を利用し巧に國務を操縦せば國利民福を増加する亦難きに非るなり

乙種

第一 世界の證券發行高國別表 (一九〇六年)

國名	國債市債	信用機關	鐵道工業機關及借	換合	一九〇六年計
獨逸	一,三三三,四五〇	七五,一九二	一,一五五,〇〇〇	—	三,三〇三,六四二
亞米利加	三,七三〇	一五,六五〇	二,九三五	—	一,〇七八,五八一
澳大利	一六八,〇〇〇	一七,七三三	八九,九五四	—	五九八,九九一
白	一五二,六六七	七三,四六六	二,三,四一八	—	七四四,五七一
ブルガリ	二六,〇〇〇	—	—	—	二六,〇〇〇
加那陀	三〇,〇〇〇	—	三二,二五〇	—	三四一,二五〇
支那	—	—	—	—	—
公果那	一〇,〇〇〇	—	—	—	一〇,〇〇〇
埃及	—	一七,二二五	—	—	二四九,二二五
西班牙	九,三九六	五,〇〇〇	六〇,五〇〇	一七,三六七	二四八,五六三

	國債	市債	州債	信用機關	鐵道及工業機關	借換	一九〇六年合計
北米合衆國	三二,五〇〇				三一,五〇〇	五五,〇七〇	四〇一八,三三〇
佛國並殖民地	三八,八八〇			四三,二六〇	四三一,二四八	四一〇,一三三	一,三九六,五二一
英國及殖民地	四一,二二五			三〇三,〇二五	一,三四三,〇二二		一,九四七,二六三
英國南阿殖民地				二,一〇〇	一五,八三五		一五七,九二五
希臘	一八,二〇〇			一九,六〇〇	一,五〇〇		三九,三〇〇
伊				三五,八〇〇	一九七,二〇〇	八,一九六,三五〇	八,四三九,二五〇
日	五六,二五〇			二五,〇〇〇	二五,〇〇〇		六一二,五〇〇
大 リ ユ ク ザ ン プ ー ル 公 國					六,〇〇〇		六,〇〇〇
和蘭及殖民地	四五,五六九			二三,三二〇	八六,七三〇		一五五,六二九
葡	一八,七二一				三八,〇三五		五六,七三六
羅馬尼亞	三三,八八〇			七,〇〇〇	六,四五〇	一五,〇〇〇	六二,三三〇
露	二,三五八,〇〇〇			二五,五四〇	一一,七九八		二,四九八,三三八
塞耳維亞	一一〇,〇〇〇						一一〇,〇〇〇

瑞典	六五,八八五		七,五〇八				七三,三四三
瑞 西	九〇,三五三	七三,六二二	一〇六,四八六	三四,〇〇〇			三〇四,四四二
土		二,〇〇〇	二三,二二〇	一五四,三三二			一七九,四四二
計	六一,一九三七	二,三四七九二	七,七九三,九六六	一〇,三二八,七六六			二六,五五九,四七三

第二 世界諸國證券發行高割合表 (一九〇六年)

英國及南阿殖民地(南阿殖民地を含まず)	大陸	亞弗利加	亞米利加	日本及支那(波斯ヲ含マズ)	合計
一,九四七,二六三	一八,二四四,五九九	三一七,〇五〇	五,四三八,〇六一	六一二,五〇〇	二六,五五九,四七三
七・三	六八・七	一・二	二〇・五	二・三	一〇〇・〇

西歷年次	公債及地方債	信用機關	鐵道及工業	借換	計
一九〇六	二二・二三	八・六五	二九・二四	三八・八五	一〇〇・〇〇

第三 北米合衆國に於ける西曆千九百六年の

進歩の實況

人口	八六	國富	一二〇、〇〇〇 <small>百萬元</small>
流通貨幣	二、二九九 <small>百萬元</small>	銀行紙幣	五八五
國立銀行預金	四、二九〇	州立銀行同上	二、七四一
其他の銀行及信託會の分との合計			一二、四四六
鐵道總收入	一、九八七	外國貿易	二、九七三
國立銀行の貸付及割引			四、三六六
郵便事業	一六六		
鑛產物	一、六二五		

由是觀之豫測も亦當らずと雖も遠からざるに似たり

第四 繼續費編纂に關する事項

又河川修築の爲に要する土地收用の如き起工第一著に實行せざる可らざるものありと雖も徒らに年割額に妨げられ一時に賠償費を支出すること能はず數年を俟ちて漸やく其金額を積み重ねて收用に着手せざるを得ず爲に大に工事の進歩を防げ繰越金額の保管の爲め多少の手数と費を要することなしとせず是れ只に抽象的の論に非ず工事主人の時に遭遇する所の不便なり

第五 歐洲四大國に於ける酒、煙草、及森林收入

(西曆千九百六年)

英 (人口四千三百五十萬人餘)	佛 (人口三千九百萬)	獨 (人口六千六百萬)	露 (人口一億四千萬)
酒 内地稅 二八八、一七六、九四一 輸入稅 四七、七四〇、一二五	專賣 一七四、四〇四、八四〇	一三七、一七〇、〇〇〇 三三、一三四、〇〇〇	專賣 六二八、八六四、六五九 租稅 三〇、七二三、〇七九
煙草輸入稅 一三〇、六三七、五二二	二二、二五八、六八〇	五九、八二九、一一二	輸入稅 四八、〇七六、八一 五三、七六九、二〇六
森		普通四	

備考

(英の酒の中にはラム酒、ブランデー、酒精、葡萄酒を含む)

(英の分は一九〇五年四月一日乃至一九〇六年六月卅一日迄の統計による)

第六 日露戦争費に付露國側の最近の調査

最近の調査に依れば日露戦役の爲め露國か直接に特別軍事費として要せし金高は約二十六億にして間接に戦役の爲に増加せし經常費は殆ど算ふに違まあらす國債費のみにも西曆千九百三年には二十九億圓に止まりしには六年には三十五億七千萬圓七年には三十八億一千万圓に増加し其他戦艦兵器等の損失を數ふれば總計五十億圓を降らざるへしとは西人の信する所なり蓋し當らすと雖も遠からざるへし

財政と金融乾の附録終

明治三十四年九月二十七日
 明治三十五年二月二十三日
 明治三十六年九月二十三日
 明治三十七年九月二十三日
 明治三十八年九月二十三日
 明治三十九年九月二十三日
 明治四十年九月二十三日
 明治四十一年九月二十三日
 明治四十二年九月二十三日
 明治四十三年九月二十三日
 明治四十四年九月二十三日
 明治四十五年九月二十三日
 明治四十六年九月二十三日
 明治四十七年九月二十三日
 明治四十八年九月二十三日
 明治四十九年九月二十三日
 明治五十年九月二十三日
 明治五十一年九月二十三日
 明治五十二年九月二十三日
 明治五十三年九月二十三日
 明治五十四年九月二十三日
 明治五十五年九月二十三日
 明治五十六年九月二十三日
 明治五十七年九月二十三日
 明治五十八年九月二十三日
 明治五十九年九月二十三日
 明治六十年九月二十三日
 明治六十一年九月二十三日
 明治六十二年九月二十三日
 明治六十三年九月二十三日
 明治六十四年九月二十三日
 明治六十五年九月二十三日
 明治六十六年九月二十三日
 明治六十七年九月二十三日
 明治六十八年九月二十三日
 明治六十九年九月二十三日
 明治七十年九月二十三日
 明治七十一年九月二十三日
 明治七十二年九月二十三日
 明治七十二年九月二十三日
 明治七十四年九月二十三日
 明治七十五年九月二十三日
 明治七十六年九月二十三日
 明治七十七年九月二十三日
 明治七十八年九月二十三日
 明治七十九年九月二十三日
 明治八十年九月二十三日
 明治八十一年九月二十三日
 明治八十二年九月二十三日
 明治八十三年九月二十三日
 明治八十四年九月二十三日
 明治八十五年九月二十三日
 明治八十六年九月二十三日
 明治八十七年九月二十三日
 明治八十八年九月二十三日
 明治八十九年九月二十三日
 明治九十年九月二十三日
 明治九十一年九月二十三日
 明治九十二年九月二十三日
 明治九十三年九月二十三日
 明治九十四年九月二十三日
 明治九十五年九月二十三日
 明治九十六年九月二十三日
 明治九十七年九月二十三日
 明治九十八年九月二十三日
 明治九十九年九月二十三日
 明治一百年九月二十三日



乾裝洋版四十第
 錢拾五圓壹金價定

發行者 森山章之丞
 印刷者 佐久間衡治
 印刷所 株式會社 秀英舍
 東京市神田區表神保町二番地
 京橋區西紺屋町廿六七番地
 京橋區西紺屋町廿六七番地

發兌元
 (大賣捌所)
 (東京) 東京市神田區表神保町二番地 同文館
 (大阪) 大阪府東區堂
 (神戸) 神戸市東區堂
 (東京) 同文館支店
 (大阪) 同文館支店
 (京城) 同文館支店

財政家好參考書

<p>●訂正補第三版 ●增訂改版第十四版 法學博士 小林丑三郎先生著 比 較 財 政 學 東京高等商業學校教授 瀧本美夫先生解説</p>	<p>●訂正補第三版 法學博士 福田德三先生著 經 濟 學 研 究 東京高等商業學校教授 佐野善作先生著</p>	<p>●最新 慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著 銀 行 論 山口高等商業學校教授 阪本陶一先生著</p>	<p>●訂正 東京帝國大學講師 法學士 河上肇先生著 商 業 通 論 東京帝國大學講師 法學士 河上肇先生著</p>	<p>●日本 農 政 學</p>
全上 一册製	全上 一册製	全上 一册製	全上 一册製	全上 一册製
定價金三圓四十六錢 郵税金十六錢	定價金三圓五十二錢 郵税金三十二錢	定價金壹圓八十錢 郵税金十六錢	定價金壹圓四十二錢 郵税金十二錢	定價金壹圓八十錢 郵税金十二錢

發兌元同文館

同文館發行二百頁の(出版圖書目録)は郵税四錢封入申込の方へ贈呈す

終

